

平成21年11月13日

各 位

会社名	ユニパルス株式会社
代表者名	代表取締役会長兼社長 吉本 喬美
(コード番号)	6842 東証第二部
問合せ先	常務取締役経営統括本部長 和田 倫幸
TEL	03-5148-3000

新株予約権方式によるストック・オプションの付与に関するお知らせ

当社は、平成21年11月13日開催の取締役会議において下記のとおり、会社法第236条、同第238条及び第239条の規定に基づき、当社並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員が業績に対する意欲や士気を一層高める事により、企業価値の向上を図るため、当社並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対しストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて平成21年12月18日開催予定の当社第41期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者を募集をすることを必要とする理由

当社並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員の業績向上へのインセンティブを高めるとともに優秀な人材を確保することを目的として、以下の要領で当社並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対しストック・オプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 500,000 株を総株数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の数式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が継承される場合、当社が他社と株式交換を行い完全子会社となる場合、資本減少を行う場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合及びその他これらに準じた場合に、当社は必要に応じて合理的な方法に基づき、株式数の調整ができる。

(3) 発行する新株予約権の総数

5,000 個（新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数は当社普通株式数 100 株）

ただし、取引が、(2) に定める株式の数の調整を行った場合には同様の調整を行う。

(4) 新株予約権の割当に係る払込金額

金銭の払込を要しないものとする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

割当日から 2 年経過後の翌日から平成 27 年 12 月 31 日までとする。

ただし、権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日とする。

(6) 新株予約権行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される。1株あたりの払込価額（以下「行使価額」という）に新株予約権1個につき割り当てられる株式数を乗じた金額とする。行使価額は新株予約権発行日の属する月の前月の各日（ただし、取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値（終値のない日を除く）に1.05を乗じた金額もしくは600円のどちらから大きなほうの金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権発行日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日終値）を下回る場合は、当該終値を行使する価額とする。

なお、新株予約権の発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権及び新株引受権の行使による場合は除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込価額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替える。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全子会社となる場合、資本減少を行う場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合及びその他これらに準じた場合に、当社は必要に応じて合理的な方法に基づき、行使価額を調整することができる。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた当社並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員は、権利行使時において、当社並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員のいずれかでもなくなった場合、権利行使ができない。ただし、任期満了による退任、定年退職及び取締役会が認めた場合にはこの限りでない。
- ② 新株予約権の相続はできない。
- ③ 新株予約権の質入は認めない。
- ④ その他、権利行使の条件は本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併形契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき、株主総会で承認された場合は、残存会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を継承するときを除き、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権の割当を受けた者が権利行使をする前に、前記(7)①に規定する事由により新株予約権を行使できなかった場合及び新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権について無償で取得することができる。
- ③ 上記のほか、当社はいつでも新株予約権を無償で取得できる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するためには、当社取締役会の承認を要する。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるも

のとする。

- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第1項第8条イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(2)に準じて決定する。

④ 新株予約権を行使することができる期間

前記(5)に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記(5)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑤ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(6)で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

前記(7)に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の消却事由および消却条件

前記(8)に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記(10)に準じて決定する。

(12) 新株予約権の行使により生じる 1 株に満たない端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以上